

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

香川県地震体験車 1台

(2) 購入物品の要求諸元

仕様書による。

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 納入期限

平成26年7月22日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札を方式によることができる。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書、仕様書等の交付等）

平成26年2月18日から同年3月6日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県危機管理総局危機管理課 危機管理グループ

電話番号 087-832-3242 FAX番号 087-831-8811

E-mail kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容に関する質問の受付

(1) 質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成26年3月7日午後5時までに、3に示した場所等に対し、文書で行うこと（FAX又は電子メールでも可とする。）。

(2) 質問への回答

質問に対する回答（質問者の名称、連絡先等を除く。）は、平成26年3月13日までに、入札説明交付者全員に対して通知する。

- 5 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留進展に、信書便にあつては郵便における書留進展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 平成26年3月31日午前10時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札による場合（入札書を持参する場合）

(ア) 提出期間 平成26年3月31日午前9時から午前10時まで

(イ) 提出方法 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 平成26年3月28日午後5時（必着）

(イ) 送付先 3に示した場所

(2) 開札

ア 日時 平成26年3月31日午前10時

イ 場所 香川県危機管理総局危機管理課又は香川県庁北館3階入札室

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152号各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は平成26年3月18日午後5時までに入札（契約）保証金免除（減額）申請書を3に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成26年3月10日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

- (6) 本公告の日から過去10年以内に、本車両に係る機器構成と同種で同規模以上の契約を完結又は履行中であることを証明した者であること。
- 9 入札者に要求される事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、8の(6)の要件を満たすことを証明する書類を平成26年3月18日午後5時までに、3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。
- (3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成26年3月24日までに通知する。
- 10 入札の無効
- 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。
- 11 入札又は開札の取消し又は延期による損害
- 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。
- 12 落札者の決定方法
- 規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。
- 13 落札の無効
- 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。
- 14 予約完結権の譲渡
- 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
- 15 問合せ先
- 郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県危機管理総局危機管理課 危機管理グループ
電話番号 087-832-3242 FAX番号 087-831-8811
- 16 その他
- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示787号）に基づく措置を講ずる。

- (4) 本件入札は、平成26年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Earthquake Simulation Vehicle×1
- (2) Date, Time of bidding : 10:00 a.m., on March 31, 2014
- (3) Deadline for the submission of tenders by electronic bidding system : 10:00 a.m., on March 31, 2014
Day and time for hand delivered submission of tenders : 9:00 a.m.-10:00 a.m., on March 31, 2014 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., on March 28, 2014)
- (4) Contact : Crisis Management Group, Crisis Management Division,
Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa 760-8570
Japan TEL 087-832-3242
- (5) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.